

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)			担当局	担当
令和3年8月2日	令和3年8月13日	平27. 4. 14日、社援保発第414002号にも書いてあるが、家賃額の確認は、賃貸契約書等（重要事項確認書）で行うとされているのに、定期借家契約後の賃貸物件の信用貸で、契約書もないのに住宅扶助の認定をどのように行うのかわかる文書（住之江区）	不存在			号	住之江区役所	生活支援課
令和3年8月16日	令和3年8月30日	周知という日本語の使い方、理解力、が保険年金の職員達が出来ていない理由がわかる文書 日本語も理解できない職員たちが公務として働きつづけることを可能にしているのか	不存在			号	住之江区役所	窓口サービス課（保険年金）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和3年8月18日	令和3年8月31日	・令和3年7月21日付市民の声No. 2172-10051-001-01の住之江区役所の回答に「運営方針にかかる目標達成の判断については、区民アンケート調査の結果数値が目標値に達したかどうかで判断することとしています。」とあるところ、このような方法で目標達成の判断ができる合理性、妥当性あるいは根拠が記載された文書。 ・またこの回答には「区民アンケート調査結果により取得したデータにつきましては、母集団の代表となっているとは必ずしも言えないということを認識したうえで、必要に応じて様々な関連情報と合わせて、施策・事業を進めるうえでの総合的な判断を行う際に活用しています。」との記載もあります。 「施策・事業を進めるうえでの総合的な判断を行う際」の具体例は令和2年度運営方針であると認められますが、同運営方針の「プロセス指標として用いることができる根拠が記載された文書」は不存在となりました。 この区民アンケート結果を令和2年度運営方針を進める上で、どのように活用しているのかの具体的内容が分かる文書。また、そのように活用できる根拠が示された文書。 ・令和2年度住之江区運営方針の重点的に取り組む経営課題に「区民アンケート等で『地域において高齢者、障がい者等の要援護者や虐待防止のための見守り活動が行われていることを知っている』と回答する区民の割合」と記載されているところ、区民アンケートでの測定値が、「区民の割合」（対象となる住之江区民全体に対する割合）であると解釈できる根拠が示された文書。	不存在	号	住之江区役所	総務課